

放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の体制について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）の「職員」基準の適用により当市として支障が見込まれる下記内容について、新潟県内19市、特例市38市に状況調査を依頼し集計したものである。

- 調査依頼期間：9月24日（水）～10月2日（木）
- 調査を依頼した自治体：新潟県内の市19市、特例市38市　合計57市
- 調査回答があった自治体：50市

（質問1）「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の適用により、放課後児童クラブに現に従事している者が、平成27年4月1日以降「無資格者」になる者がいますか。

- ・いる　（38団体）
- ・いない　（12団体）

※「いる」と回答があった主な状況（主な回答）

省令第10条第3項第3、9号に該当しない経験年数が2年に満たない無資格者がいる。

（質問2）有資格者の確保が難しい中で、有資格者が少人数であることなどから、クラブ運営に支障が生じるおそれがありますか。

- ・支障が生じるおそれがある（27団体）
- ・支障が生じるおそれはない（23団体）

※「支障が生じるおそれがある」場合どのようなことが考えられるか。（主な回答）

- ・有資格者が1～2名の場合、その日のシフトや休暇取得のために基準を満たさない日が出てくるおそれがある。
- ・平日は基準を満たすが、長期休業日や土曜日の体制で基準を満たさない日（時間）が出てくるおそれがある。
- ・有資格者を常に確保することが難しい。指導員の退職（年度途中など）により、有資格者がいなくなった場合に運営に支障が生じるおそれがある。
- ・利用児童数の増加により、支援員の増員が必要になるが、事業を委託している事業者によっては、人員の確保が難しいケースが考えられる。
- ・職員の経過措置の期限以降、退職などによる補充が必要な場合、県の研修終了後でないと支援員として雇用ができないことから、早急な対応が行えず、運営に支障が生じることが想定される。
- ・各自治体が支援員の確保に動くと、少ない有資格者を各自治体で奪い合う形になるため、給与面で有利な地域に人材が流れてしまう可能性が高く、支援員の確保がより困難になることが想定される。